

行動規範

公的研究費の運営・管理及び研究活動の公正性に関する行動規範

一般社団法人たまに（以下「当法人」という。）は、ケアが根づく社会システムの実現に向けた研究開発に取り組むにあたり、その活動が公的研究費すなわち国民の負担によって支えられていることを認識する。

当法人の研究開発は、地域に暮らす人々との対話の上に成り立つ。対話に参加してくださる方々からの信頼は、当法人の活動の前提であり、いかなる成果よりも優先して守られなければならない。研究活動の公正性と研究費の適正な使用は、その信頼を支える土台である。

当法人は、この認識に立ち、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（いずれも文部科学大臣決定）に基づき、次のとおり行動規範を定める。

第 1 適用の範囲

この行動規範は、「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」第 2 条第 1 項第 3 号に定める研究開発に関わる者（当法人の役員及び職員並びに当法人との契約に基づき公的研究費による研究活動に参加する者）に適用する。

研究開発に関わる者は、他機関に本務を有する場合においても、当法人における活動についてはこの行動規範に従う。

第 2 研究活動における行動

1 誠実な研究

研究開発に関わる者は、研究の目的、方法、経過及び結果を誠実に記録し、報告する。

研究開発に関わる者は、データ又は研究結果を存在しないものとして作成せず、真正でないものに加工せず、他の研究者の成果を適切な表示なく用いない。

研究開発に関わる者は、意図しない誤りに気づいたときは、速やかにこれを明らかにし、訂正する。誤りを認めることは、研究活動の信頼を損なうものではない。

2 検証可能性の確保

研究開発に関わる者は、後日その研究活動の正当性を示すことができるよう、研究記録を随時作成し、研究データを機関の定める場所に保存する。

研究開発に関わる者は、研究データを個人の管理する機器、記録媒体又は書面のみに保存しない。対話の場において作成された模造紙、ワークシート等は、速やかに電磁的記録に変換し、機関の定める場所に保存する。

3 成果の公表

研究開発に関わる者は、研究の遂行又は論文の作成に実質的な寄与のあった者を著者とし、寄与のない者を著者に加えない。

研究開発に関わる者は、既に発表し、又は他に投稿中の論文と本質的に同一の内容の論文を、そのことを明示せずに投稿しない。

研究開発に関わる者は、研究成果の公表にあたり、当該研究が公的研究費によるものであることを明示する。

4 研究への協力者に対する姿勢

研究開発に関わる者は、対話の場その他の研究活動に参加して下さる方々に対し、研究の目的、方法及び研究データの取扱いを、理解できる言葉で説明する。

研究開発に関わる者は、参加して下さる方々の意思を尊重し、参加の取りやめの申出を受け入れる。

研究開発に関わる者は、研究活動を通じて知り得た個人に関する情報を保護する。

第3 研究費の使用における行動

5 適正な使用

研究開発に関わる者は、公的研究費を、配分機関との契約及び当法人の規程に従って使用する。

研究開発に関わる者は、研究費を他の用途に使用せず、架空の取引を行わず、取引の実態と異なる書類を作成しない。

6 従事の記録

研究開発に関わる者は、研究活動への従事の時間を、作業日誌に実態のとおり記録する。

月額給与の定めのある者は、当法人の他の業務に従事した時間を、区分して記録する。他機関の業務については、従事の有無を記録する。

研究開発に関わる者は、予算の執行の状況を理由として、作業日誌に事実と異なる従事の時間を記録しない。

当法人は、研究費が予算のとおり執行されなかったことを理由として、研究開発に関わる者に不利益な取扱いをしない。

7 発注、検収及び支払

研究開発に関わる者は、発注に先立ち、その内容及び財源を本部に通知する。

研究開発に関わる者は、自ら発注した物品又は役務の検収を行わない。

研究開発に関わる者は、自らが受益者となる支出を自ら決裁しない。

8 利益相反

研究開発に関わる者は、自己又は二親等内の親族が役員、社員又は使用人を務める法人その他の団体を、当法人に申告する。

研究開発に関わる者は、当該法人等との取引について、あらかじめ当法人の承認を得る。当該法人等に対し、公的研究費による物品又は役務の発注を行わない。

研究開発に関わる者は、自己の利害に関わる事案について、審議、決裁又は確認を行わない。

9 取引の相手方との関係

研究開発に関わる者は、取引の相手方から、金品、供応その他の利益の供与を受けない。

研究開発に関わる者は、特定の取引の相手方に不当に有利な取扱いをしない。

第4 組織としての行動

10 率先垂範

最高管理責任者は、この行動規範を自ら実践し、研究開発に関わる者に対し、不正の防止に関する考え方を繰り返し伝える。

役職にある者は、その職務に伴う権限が組織の信頼に支えられていることを自覚し、権限の集中による判断の偏りを避けるよう努める。

10の2 互いの尊厳を守ること

研究開発に関わる者は、職務上の地位又は人間関係の優位性を背景とした言動、性的な言動、妊娠、出産、育児又は介護に関する言動その他他者の尊厳を害する言動を行わない。

当法人は、これらに関する相談を、研究費のルールに関する相談窓口及び監事相当職への直通ラインにおいて受け付け、相談の内容に応じて事実を確認し、必要な措置を講ずる。相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

対話の場その他の研究活動において、参加者から研究開発に関わる者に対する不当な言動があったときは、当法人が組織として対応する。

11 学び続けること

研究開発に関わる者は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、研究活動の公正性及

び研究費の使用に関する知識を保つ。

当法人は、研究開発に関わる者が受講する機会及びその費用を確保する。

12 問うこと、伝えること

研究開発に関わる者は、研究費の使用の可否について判断に迷うときは、独断で処理せず、相談窓口に問い合わせる。

研究開発に関わる者は、不正行為又は不正使用の疑いを認めたときは、通報窓口伝える。

当法人は、通報又は相談をした者に対し、そのことを理由とする不利益な取扱いをしない。通報者を特定しようとする行為を行わない。

当法人は、判断に迷った事例を蓄積し、規程及び手引の改善に反映する。

第5 規範に反した場合

13 調査及び措置

この行動規範に反する行為があったときは、「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（R1）」又は「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」の定めるところにより、調査を行い、必要な措置を講ずる。

研究活動における不正行為又は研究費の不正使用があったと認定された場合、当該研究開発に関わる者は、当法人の規程による懲戒その他の措置、配分機関による処分及び法令に基づく責任を負うことがある。

当法人もまた、配分機関による研究費の返還の請求その他の措置を受けることがある。研究の遂行そのものが困難となるおそれがあることを、研究開発に関わる者は理解しておかなければならない。

第6 実効性の確保

14 周知及び誓約

当法人は、この行動規範を研究開発に関わる者に周知するとともに、当法人ウェブサイトにおいて機関外にも公表する。

研究開発に関わる者は、この行動規範を遵守する旨を含む誓約書を当法人に提出する。

15 見直し

当法人は、モニタリング、内部監査及び監事相当職の意見を踏まえ、「不正防止計画（R6）」第10条の年次点検に併せて、この行動規範の内容を点検し、必要に応じて見直す。

16 改廃

この行動規範の改廃は、理事の過半数をもって行う。

附則

この行動規範は、2026 年 9 月 5 日から施行する。